

五霞町地域公共交通計画

令和 5 年 3 月

五霞町地域公共交通会議

目 次

第1章	はじめに	1
1.1	地域公共交通計画作成の目的及び位置付け	1
1.2	地域公共交通計画の区域	1
1.3	地域公共交通計画の期間	1
第2章	地域の現状等	2
2.1	地勢・地理	2
2.2	社会状況・経済状況	2
第3章	上位・関連計画の整理	4
3.1	第6次五霞町総合計画	4
3.2	五霞町都市計画マスタープラン	4
3.3	第2次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略	5
第4章	地域公共交通の現状	7
4.1	地域公共交通の状況	7
4.2	地域公共交通の利用状況	18
第5章	地域公共交通へのニーズと課題	21
5.1	地域公共交通へのニーズ	21
5.2	地域公共交通の課題	26
第6章	基本的な方針と計画の目標	27
6.1	基本的な方針	27
6.2	代替バス・ごかりん号の地域の公共交通における位置付け・役割、地域公共交通確保維持事業の必要性	28
6.3	計画の目標	29
第7章	目標達成のための施策	30
7.1	施策の体系	30
7.2	地域公共交通の施策	31
第8章	計画の推進方策と評価	38
8.1	推進体制	38
8.2	目標値	38
8.3	計画の達成状況の評価方法	42
8.4	資金の確保	42
8.5	他市との連携	42
参考資料		43

第1章 はじめに

1.1 地域公共交通計画作成の目的及び位置付け

1.1.1 計画作成の背景と目的

町では、公共交通の充実に向けて平成 23 年度に「五霞町公共交通ビジョン」を策定し、地域内公共交通の新設の必要性を位置づけ、平成 24 年度は町民等を構成員とするワークショップにて地域内公共交通の具体的検討を行いました。平成 25 年は同ワークショップを母体とする五霞町コミュニティ交通運営協議会を設立し、同年 10 月から五霞町コミュニティ交通（以下「ごかりん号」と言う。）の試行運行を開始しました。平成 26 年度は運行開始後の利用状況を検証し、平成 26 年 10 月に運行ルートやダイヤを大幅に見直す運行改善を実施しました。その後、平成 28 年 10 月に本格運行へ移行し現在に至ります。

またコミュニティ交通の運行を踏まえ、将来に向けて、利便性の高い地域公共交通体系を構築するために、平成 26 年度に「五霞町地域公共交通網形成計画」、令和 4 年 6 月には「五霞町地域内フィーダー系統確保維持改善計画」を策定しました。

今回、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）」の改正法が令和 2 年 11 月に施行され、そこに地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての「地域公共交通計画」を作成・実施することが地方公共団体の努力義務として定められました。

本計画は、今後もさらに高齢化が進み町民の移動が大幅に変化することが予想されるため、将来に向けて、町の実情に合った利便性が高く、持続可能な公共交通網を形成することを目的に策定します。

1.1.2 地域公共交通計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）」第 3 章第 1 節に基づき策定します。

また、「第 6 次五霞町総合計画」や、「五霞町都市計画マスタープラン」、「第 2 次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示す、まちづくりの基本方針を継承しつつ、町の公共交通に関するマスタープランとして策定します。

1.2 地域公共交通計画の区域

本計画の区域は五霞町全域とします。

1.3 地域公共交通計画の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

第2章 地域の現状等

2.1 地勢・地理

町は、茨城県の古河市と境町、埼玉県の久喜市と幸手市、千葉県野田市に接する、利根川、権現堂川、中川、江戸川に囲まれた面積 23.11 平方キロメートルの町です。

東京都心まで約 50 km に位置し、バスを乗継ぎ幸手駅または南栗橋駅から東武日光線で都心までアクセス可能な、首都圏の通勤・通学圏です。

町内のほぼ中央に新 4 号国道が縦断し、これと交差する形で首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通っています。また、平成 27 年 3 月に五霞インターチェンジが供用開始され、新たな交通網が形成されています。



図 2-1 町の位置

2.2 社会状況・経済状況

2.2.1 人口

人口は、令和 4 年 1 月現在で 8,257 人（3,357 世帯）です。この 10 年間で人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。主な人口減少の要因として少子化、進学・就職等による転出が考えられます。

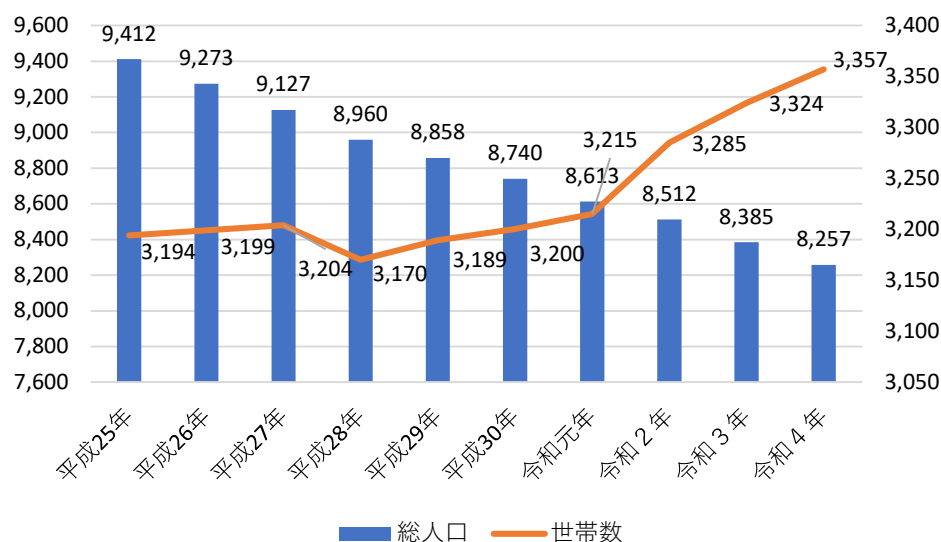


図 2-2 人口の推移

住民基本台帳（各年 1 月）

2.2.2 産業別就業人口

産業別就業人口は、第一次産業は横ばい、第二次産業、第三次産業ともに減少傾向にあります。一番人口が多いのは第三次産業となっています。

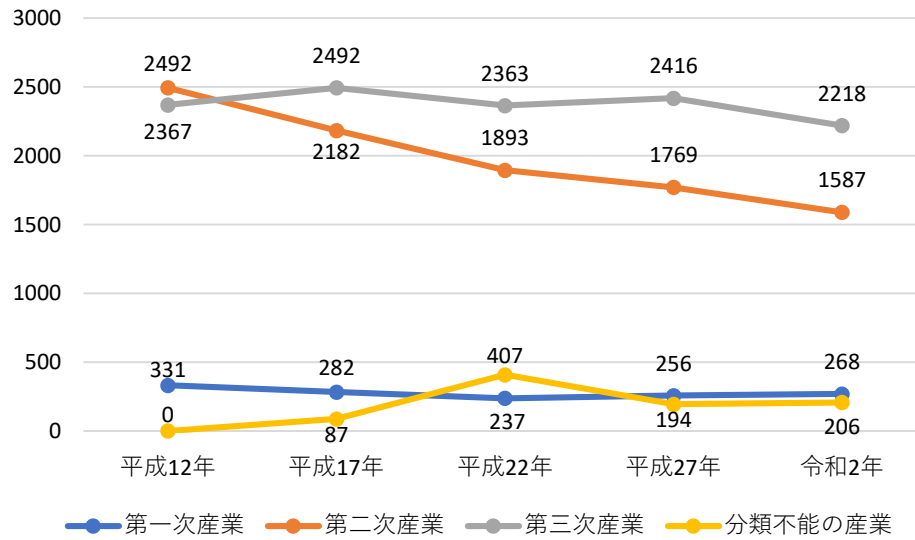


図 2-3 産業別就業人口

国勢調査

第3章 上位・関連計画の整理

3.1 第6次五霞町総合計画

昭和48年（1973年）3月に五霞村総合振興計画を策定して以降、第5次に至るまで総合計画の改定が行われています。これからの町が目指すまちづくりの目標を改めて見直すとともに、長期的な視点での持続的な発展を目指し、また、多様化する社会情勢、財政状況等を勘案した上で、住民と行政の計画的なまちづくりの行動指針となる「第6次五霞町総合計画」を令和2年3月に策定しました。

公共交通においては、代替バスとごかりん号、公共交通空白地有償運送の3本柱の公共交通事業について、維持拡充や充実を図ることが記載されています。

第6次五霞町総合計画 第4編第1章から抜粋

(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり

②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備

- ・交通弱者などの買い物や通院等の移動手段を確保するため、地域公共交通網形成計画に基づく各種施策を実施し、より多くの住民が利用できる公共交通システムを構築します。
- ・利用者のニーズを把握し、事業性を考慮しながら現行の代替バスの維持拡充を目指します。
- ・高齢者や障害のある方など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象としている公共交通空白地有償運送を継続的に行いながら、地域に適した移動環境の充実を図ります。

3.2 五霞町都市計画マスタープラン

都市の将来像や土地利用、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設の整備方針など、基本的な方向性を示した、都市づくりの総合的な指針として、平成15年3月に五霞町都市計画マスタープランを策定し、令和2年3月に改定しました。

公共交通においては、道路整備・公共交通ネットワーク形成の方針として、現行機能を維持しつつ、民間の代替バスとごかりん号、公共交通空白地有償運送の連携のもと、利便性の向上を図り、また、五霞町地域公共交通網形成計画に基づき、現行ルートの更新やバス停の設置などを検討するとしています。

五霞町都市マスタープラン 第3章から抜粋

d 公共交通の利便性の向上

鉄道駅が立地しない町の主要な公共交通であるバス交通については、通勤、通学時の重要な足であり、また高齢者や障害のある方など住民の移動手段であることから、現行機能を維持しつつ、民間の路線バスとコミュニティバスごかりん号、公共交通空白地有償運送のもとで、利便性の向上を図ります。

また、五霞町地域公共交通網形成計画に基づき、運行ルートの更新やバス停の設置などを検討します。

3.3 第2次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するもので、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条第1項の規定に基づき、平成28年3月に策定した「五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和3年12月に改定しました。

取組項目の「五霞での暮らしの安心を高める」の中で、公共交通促進事業と公共交通空白地有償運送事業が取組項目として設定され、また、「ICTを積極的に使って元気になるまちづくり」の中で、ごかりん号の運行情報事業が取組項目に設定されています。

取組項目の中では、地域公共交通計画策定の検討や乗り方教室の記載があり、計画に基づき、連携を取りながら進めていく必要があります。

第2次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン編から

事業名	公共交通促進事業				事業No.	1-3-1-1	生活安全課 くらし安心G
事業概要	近隣市町や町内各団体等と連携を図り、公共交通を利用する企画を計画し公共交通の広域化を図る。						
具体的な進め方							
①スケジュール	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年～	
			●地域公共交通計画の策定の検討				
	●ごかりん号乗り方教室				●ごかりん号乗り継ぎ教室		
			●各団体のイベント等での活用				
	●コミュニティバス機能向上の検討（企業や学校等との共同運行、その他普及促進策）						
	●公共交通の標準データ化の必要性、手段、費用等の検討。						
②実施主体	産（産業界）	官（行政機関）	学（教育機関）	金（金融機関）	労（労働団体）	言（メディア）	
	○	○					
③実施方法・手段	町内の各行政区等において、お楽しみ要素を盛り込みながら、乗り方教室を実施し、利用の促進を図る。次いで、その他の公共交通機関への乗り継ぎ教室を実施し、ごかりん号を利用した移動の広域化を周知し、利用者の増加を図ることで、継続運行を目指す。						
④成果を図る指標 〔KPI・数値目標〕	ごかりん号の1便あたりの平均乗車人数（事業No.1-3-1-1、1-1-2-5、2-3-1-1は同じ目標） 令和元年度 2.28人 令和6年度 3.0人						

第2次五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン編から

事業名	公共交通空白地有償運送(高齢者等生活支援事業)			事業No.	1-3-1-2	健康福祉課 高齢者支援G
事業概要	高齢者や障害者、子育て中の方等の利便性向上を図るため、地域のボランティアの参加協力で自家用車を利用した移送サービスを実施					
具体的な進め方						
①スケジュール	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年～
	●事業の継続実施					
	●検証・改善					
	(持続可能性の面から公共交通会議等における包括的な検討の実施)					
				●持続可能性のあるサービス提供体制の検討		
②実施主体	産(産業界)	官(行政機関)	学(教育機関)	金(金融機関)	労(労働団体)	言(メディア)
		○				
	①事業の継続実施:社会福祉協議会に委託し在宅福祉サービスの一環として、高齢者、障害者、子育て中の方などの外出を有料で支援する送迎サービスについて継続的に実施 ②検証・改善:公共交通促進事業(くらし安心G)と連携しながら、当該事業の持続可能性について公共交通会議等における包括的な検討を実施 ③持続可能性のあるサービス提供体制の検討:タクシー事業者や新たな交通手段の検討、委託体制等の再検討などを検討					
④成果を図る指標 [KPI・数値目標]	移動支援利用者数 基準年(令和元年度)1,465人 令和6年度 1,500人					

事業名	ごかりん号運行情報事業				事業No.	2-3-1-1	生活安全課 くらし安心G
事業概要	ごかりん号のバスロケーション情報を住民へ提供する。(QRコードを活用)						
具体的な進め方							
①スケジュール	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年～	
	●バスロケーション情報提供の調査, 検討						
				●運営協議会, 公共交通会議での合意形成, 公共交通網形成計画への			
				●システム準備 ●情報提供運用開始			
②実施主体	産(産業界)	官(行政機関)	学(教育機関)	金(金融機関)	労(労働団体)	言(メディア)	
		○					
③実施方法・手段	必要性の検討, 車両への発信器等の取り付け, 受信システムの導入, 同時に情報提供の準備, システムの構築。周知とPR。						
④成果を図る指標 〔KPI・数値目標〕	ごかりん号の1便あたりの平均乗車人数(事業No.1-3-1-1、1-1-2-5、2-3-1-1は同じ目標) 令和元年度 2.28人 令和6年度 3.0人						

第4章 地域公共交通の現状

4.1 地域公共交通の状況

町内に鉄道駅はなく、決まった路線やバス停を、決まった時刻表どおりに運行する定時定路線型の公共交通機関としては、代替バスとごかりん号が運行されています。

一方、予約等があった際に出発地から目的地まで（ドア・ツウ・ドア）の運行を行うデマンド型の公共交通機関としては、公共交通空白地有償運送と移動支援事業があります。

このほか、公営送迎サービスとしてスクールバスや、福祉送迎、民間送迎サービスとして企業バス、民間医療機関の送迎バス、民間介護福祉タクシーがあります。

表 4-1 町内の公共交通機関

定時定路線型	代替バス（五霞幸手線）
	ごかりん号
デマンド型	公共交通空白地有償運送
	移動支援事業

表 4-2 送迎サービス

送迎サービス（公営）	小学校の送迎バス（東小、西小）
	特別支援学校の送迎バス
	福祉送迎バス
送迎サービス（民間）	企業送迎バス
	民間医療機関送迎バス
	民間介護福祉タクシー

4.1.1 代替バス

近隣地域内の通勤や通学などの日常の移動を主な目的として運行しています。

町内の代替バスは、町が運行補助を行う 1 系統（五霞町役場～幸手駅線）のみです。

表 4-3 代替バスの運行概要

事業開始日	平成 8 年 4 月
運行形態	路線定期運行（決まった路線を決まった時刻に運行） 1 系統で運行
運行事業者	朝日自動車株式会社
運賃	初乗り 150 円から最大310 円の対キロ区間制 小学生以下、障がい者は、半額
運行日	毎日運行

表 4-4 代替バスのルート延長と所要時間

ルート	延長	所要時間
五霞町役場前～幸手駅前	6.7km	20 分
辰堂～幸手駅前※	3.7km	10 分

※ 五霞町役場前～幸手駅前への往復を基本としますが、辰堂発幸手駅前行や、幸手駅前発辰堂止まりの便があります。

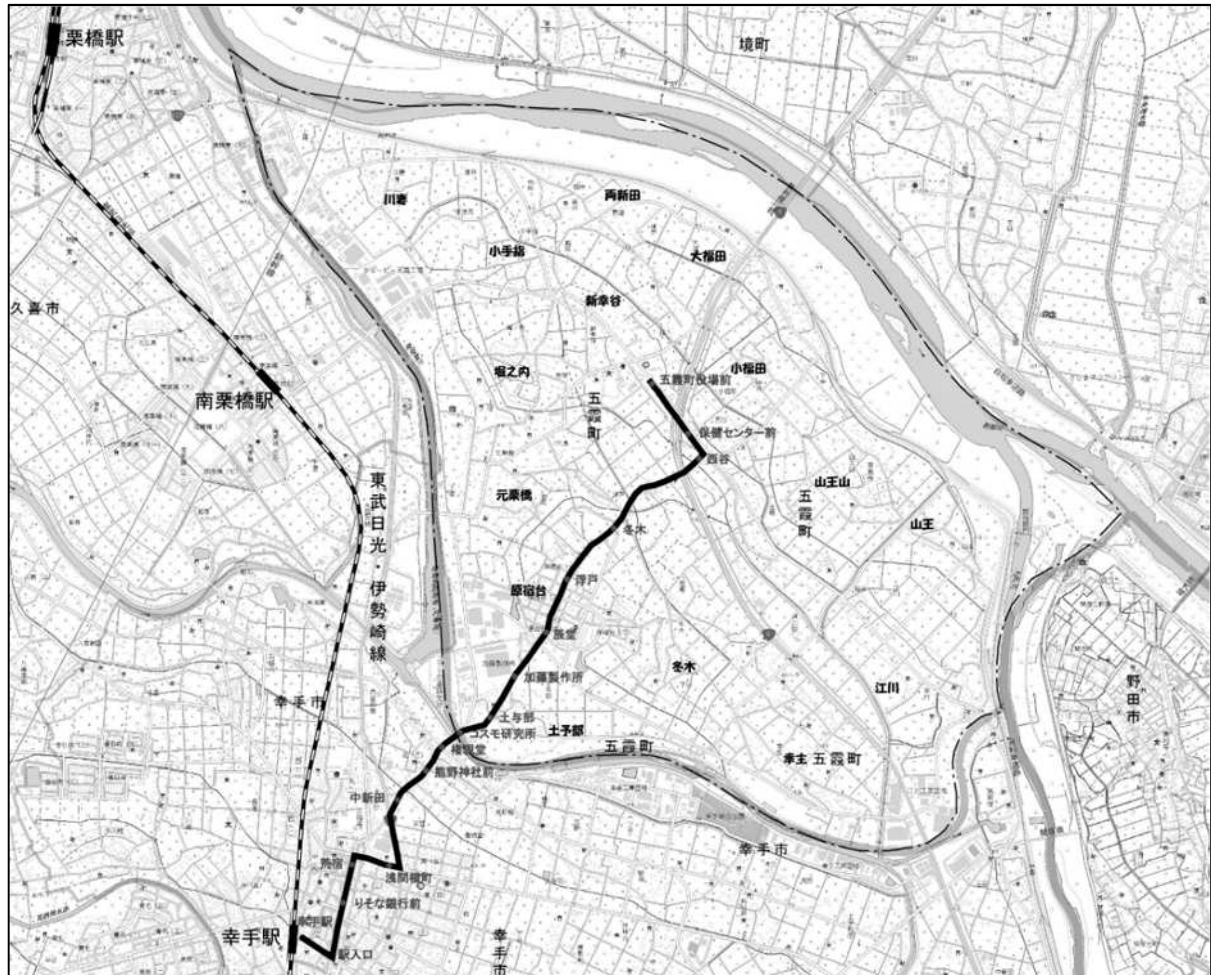


図 4-1 代替バスの運行ルート

表 4-5 代替バスの運行ダイヤ

区分		ダイヤ	
平日 (月～土)	上り	5:34	五霞町役場前発幸手駅前行き
		6:10	辰堂発幸手駅前行き
		6:52	
		8:13	
		9:10	
		11:12	
		12:13	
		13:07	
		14:10	五霞町役場前発幸手駅前行き
		14:59	
		15:58	
		17:10	
		18:05	
		18:52	
		20:10	
		21:05	
		21:42	辰堂発幸手駅前行き
日・祝		8:00	
		9:03	
		9:53	
		11:12	
		13:13	五霞町役場前発幸手駅前行き
		14:11	
		15:57	
		17:05	
		18:03	
		18:50	

区分		ダイヤ	
平日 (月～土)	下り	5:57	幸手駅前発辰堂止り
		6:27	
		7:23	
		8:45	
		9:38	
		11:37	
		12:38	
		13:34	幸手駅前発五霞町役場前行き
		14:35	
		15:33	
		16:24	
		17:35	
		18:28	
		19:17	
		20:34	
		21:30	幸手駅前発辰堂止り
		21:57	幸手駅前発五霞町役場前行き
日・祝		8:27	
		9:28	
		10:27	
		11:37	
		13:38	幸手駅前発五霞町役場前行き
		14:36	
		16:24	
		17:30	
		18:28	
		19:15	

4.1.2 ごかりん号

少子高齢社会に対応できる移動手段の確保や公共交通不便地域の解消に向けて、朝晩の通勤・通学や日中の買物・通院などに必要な移動手段を確保し、町で生活できる環境整備を図るため、新たな公共交通の運行に取り組むことを目的に、平成 25 年 10 月、ごかりん号の実証運行に至り、その後の利用状況を踏まえ、そして、平成 28 年 10 月から本格運行へ移行しました。

表 4-6 ごかりん号の運行概要

事業開始日	平成 25 年 10 月 2 日
運行形態	路線定期運行（決まった路線を決まった時刻に運行） 朝晩ルートと日中ルートの 2 系統で運行
運行事業者	朝日自動車株式会社
運賃	一回あたり 大人 200 円 学生 100 円（小学生、中学生、高校生） 障害者 100 円 シニアカードを所持している高齢者 100 円 未就学児 無料
運行日	月曜日から土曜日まで毎日運行

表 4-7 ごかりん号のルート延長と所要時間

ルート	延長	所要時間
①朝晩ルート（江川本村～南栗橋駅）	7.4km	19 分
②日中ルート（江川本村～ベイシア）	17.9km	46 分
日中ルート（江川本村～南栗橋駅）※	14.6 km	38 分

※ 日中ルートは江川本村～南栗橋駅～ベイシアの往復を基本としますが、1 日に 1 便だけ江川本村発・南栗橋駅行きがあります。



図4-2 ごかりん号運行ルート

表4-8 ごかりん号の運行ダイヤ

区分		ダイヤ	
朝晩ルート	上り	朝	6:28
			7:09
		晩	15:49
			17:07
			18:11
			18:57
			19:51
			21:18
	下り	朝	6:08
			6:48
			7:30
		晩	16:10
			17:30
			18:34
日中ルート	上り		19:20
			20:15
			21:40
	下り		7:50
			9:56
			11:57
			14:14
			8:38
			10:46
			13:07
			15:02

江川本村発
南栗橋駅行き

南栗橋駅発
江川本村行き

南栗橋駅止まり

江川本村発
南栗橋駅行き

南栗橋駅発
ベイシア発
江川本村行き

4.1.3 公共交通空白地有償運送

公共交通空白地有償運送は、過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、タクシー等の公共交通機関では、住民に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、特定非営利活動法人等が国土交通大臣の登録を受け、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して当該会員等に対して行う輸送サービスです。

町が五霞町社会福祉協議会に在宅福祉サービスセンター運営事業を委託し、高齢者や障害者などの外出支援を実施しています。

五霞町社会福祉協議会は、「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）」第 78 条第 2 号に基づく公共交通空白地有償運送の届出を行い、ボランティア協力員が自家用車を用いて通院や買い物などの際の送迎サービスを実施しています。

表 4 - 9 公共交通空白地有償運送の概要

項 目	内 容
運 営	・ 社会福祉協議会が運営主体 ・ ボランティア登録された協力員（ドライバー）約 17 名 ・ 協力員の自家用車と社会福祉協議会の車両
利用対象者	・ 町内にお住まいの高齢者、障害者、病弱者、病人のいる一般家庭等の会員登録者
運 行 範 囲	・ 町内及び周辺地域の病院、商業施設、最寄の駅、役場、金融機関等
利 用 日 時	・ 月曜日～日曜日（原則として、年末年始・お盆休みは運休、ただし相談による） ・ 8 時 30 分～18 時
利 用 料 金	・ 1 時間につき 600 円（チケット制） ・ 往復のガソリン代 3 k m まで・・・無料 3 k m ～ 10 k m まで・・・100 円 10 k m ～ 20 k m まで・・・200 円 ※以降 10km ごとに 100 円加算

4.1.4 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者及び障害児について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

表 4-10 対象者と実施方法

対象	下記に該当し、外出時の支援が必要な方 ○身体障害者手帳の交付を受けている方で、屋外で活動することが著しく困難である、障害程度等 1 級若しくは 2 級の視覚障害者等、全身性障害者等又は、車いすを常時利用している方 ○療育手帳の交付を受けている方 ○知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方 ○医師により発達に障害があると判定された方 ○治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である方 ○精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
実施方法	移動支援のサービス提供形態としては、障害者及び障害児の外出における個別への移動支援を行います。

4.1.5 公営送迎サービス

4.1.5.1 小学校の送迎バス

町内 2 つの小学校（東小、西小）に通う低学年（川妻地区 3 年生まで、原宿台地区 2 年生まで）を送迎するスクールバスを運行しています。朝と夕方の通学の他、夏季のプール送迎（全生徒）や学校行事にも利用できます。

表 4-11 小学校送迎バスの概要

項 目	内 容
利用対象者	小学校低学年
運行範囲	東小学校（原宿台）、西小学校（川妻）
利用日時	登校：7：30 発→7：55 東小着、7：35 発→7：55 西小着 ※下校につきましては、各学校の下校時刻にあわせて運行します。
利用料金	無料
利用者数	東小学校（19人）、西小学校（11人）【令和 4 年度】
運行経費	4,672 千円【令和 3 年度】
事業者	五霞町
車両台数	2 台（45 人乗り、29 人乗り）

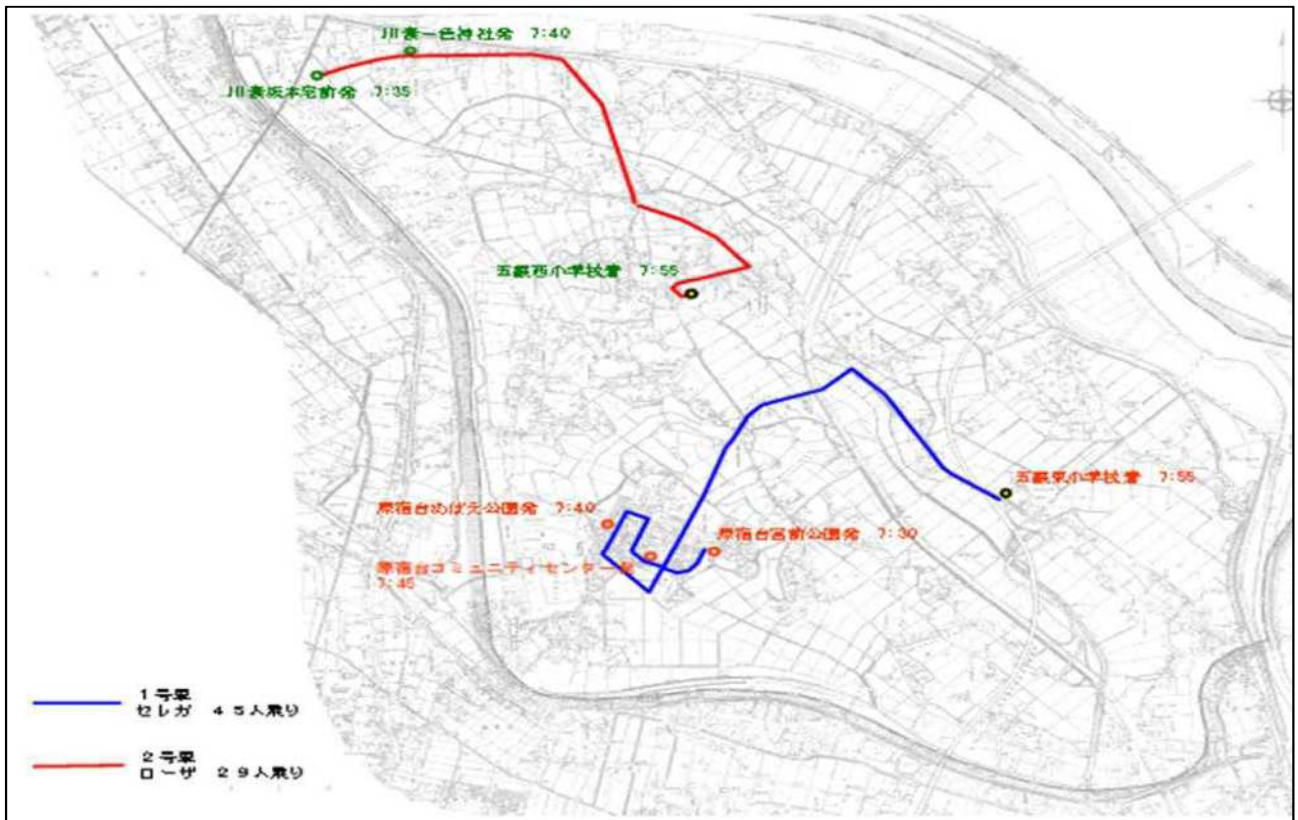


図4-3 小学校送迎バスの路線図

4.1.5.2 特別支援学校の送迎バス

茨城県立境特別支援学校と茨城県立下妻特別支援学校までのスクールバス（介助員あり）を茨城県が運行しています。

4.1.5.3 福祉送迎バス

福祉施設を利用する障害者、介護保険適用者を送迎するための福祉車両 3 台、団体利用のためのマイクロバスがあり、社会福祉協議会が運行しています。

表 4 -12 福祉センター「ひばりの里」の送迎概要 その1

項 目	内 容
利用対象者	センターを利用する介護保険適用者
運 行 範 囲 及 び 主な送迎先	町内
利 用 日 時	月～土 3 台（3 方面）で 8 時 30 分にひばりの里出発～9 時 15 分頃着 午後 4 時 30 分にひばりの里を出発
利 用 者 数	30 人程度
車 両 台 数	3 台（リフト付き）

表 4 -13 福祉センター「ひばりの里」の送迎概要 その2

項 目	内 容
利用対象者	センターを利用する団体（個人は不可）
運 行 範 囲 及 び 主な送迎先	町内（地区集落センターなどの集合場所）～ひばりの里
利 用 日 時	申し込みのあった団体
利 用 者 数	前年度実績 0 回の送迎 コロナウイルス感染症の影響により実績なし
車 両 台 数	マイクロバス 1 台

表 4 -14 五霞町地域活動支援センター「太陽の家」の送迎概要

項 目	内 容
利用対象者	センターを利用する障害者
運行範囲及び 主な送迎先	自宅～太陽の家
利 用 日 時	センター実施日

4.1.6 民間送迎サービス

4.1.6.1 企業送迎バス

町内にある工場等の一部で従業員の通勤用に事業所や社宅等から栗橋駅、南栗橋駅、幸手駅、久喜駅、東武動物公園駅など鉄道駅への送迎バスを運行しています。

主な企業は表 4-16 から表 4-20 の通りです。

表 4-15 企業送迎バス（日本製紙リキッドパッケージプロダクト株式会社）

利用対象者	従業員
運行範囲及び主な送迎先	企業～東武動物公園駅
利用日時	月～土
利用料金	無料
車両台数	ハイエース 1 台

表 4-16 企業送迎バス（株式会社ダイソー）

利用対象者	従業員
運行範囲及び主な送迎先	工場～栗橋駅 工場～南栗橋駅
利用日時	工場の稼働日及び時間内（時期によって異なります）
利用料金	無料
車両台数	ハイエース 1 台、マイクロバス 1 台、大型バス 2 台

表 4-17 企業送迎バス（共同印刷メディアプロダクト株式会社）

利用対象者	従業員
運行範囲及び主な送迎先	工場～幸手駅
利用日時	月曜日～日曜日
利用料金	無料
車両台数	マイクロバス 2 台

表 4-18 企業送迎バス（キューピー株式会社）

利用対象者	従業員
運行範囲及び主な送迎先	工場～寮～幸手団地 工場～寮～久喜駅団地 工場～株式会社ライフコーポレーション～南栗橋駅～栗橋駅（株式会社ライフコーポレーションと共同運行）
利用日時	月曜日～日曜日
利用料金	無料
車両台数	大型バス 3 台

表 4-19 企業送迎バス（株式会社ホームロジスティクス）

利用対象者	従業員
運行範囲及び主な送迎先	企業～栗橋駅
利用日時	月曜日～日曜日
利用料金	無料
車両台数	マイクロバス2台

4.1.6.2 民間医療機関送迎バス

芝田クリニック（山王）に通院に利用できる患者送迎車（無料）があります。

表 4-20 民間医療機関送迎バス（芝田クリニック）

項 目	内 容
利用対象者	患者
運 行 範 囲 及 び 主な送迎先	町内全域
利 用 日 時	診察時間内（8 時～12 時、16 時～19 時） 月曜日、水曜日、金曜日
利 用 料 金	無料
利 用 者 数	1 日 5 名程度
車 両 台 数	軽自動車 1 台

4.1.6.3 民間介護福祉タクシー

民間福祉タクシーが町内で営業しています。

表 4-21 民間介護福祉タクシーの運行概要（有限会社しのぎき）

項 目	内 容
利用対象者	体の不自由な方等 限定
運行範囲及び 主な送迎先	・ 病院～病院（転院するために利用）・・・近隣の病院間 ・ 自宅からの通院（町内の病院への利用者はいない） ・ 買い物や娯楽等での利用もある
利 用 日 時	365 日 午前 8 時～午後 6 時
利 用 料 金	初乗り料金（2km まで） 730 円 超過料金 266m ごとに 90 円加算 時間制 30 分 3,660 円
利 用 者 数	30 人/月
車 両 台 数	リフト付き車両 1 台

4.2 地域公共交通の利用状況

4.2.1 代替バスの利用状況

代替バスの利用状況は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年度に 47,598 人まで落ち込みましたが、令和 4 年度は 50,636 人まで回復しています。

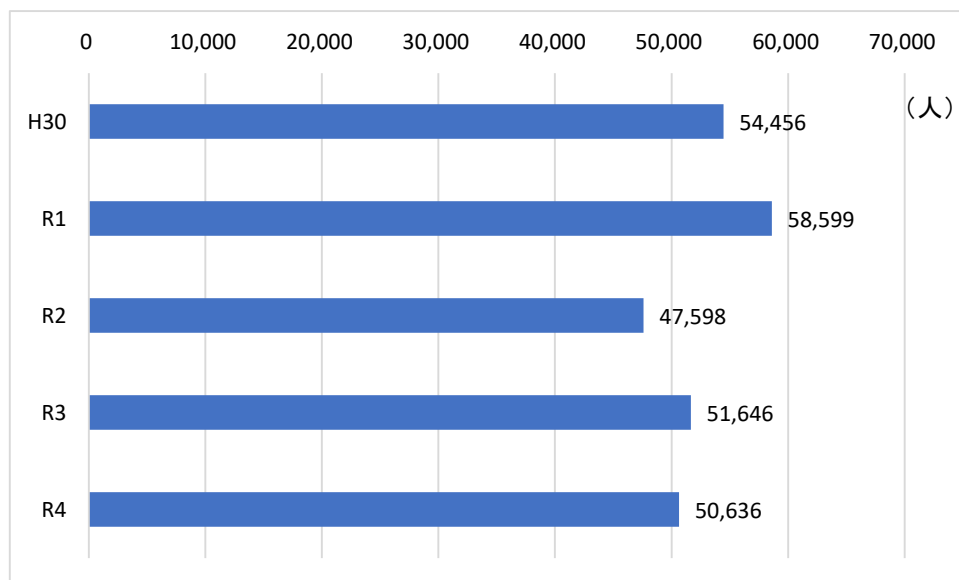


図 4-4 代替バスの利用者数

4.2.2 ごかりん号の利用状況

ごかりん号の利用状況は、新型コロナウイルス感染症等の影響により物流が盛んになり、IC周辺の移動が増え、令和2年に18,096人の利用者がありましたが、それは続かず、令和3年には14,220人まで減少しました。令和4年には16,272人と回復傾向にあります。

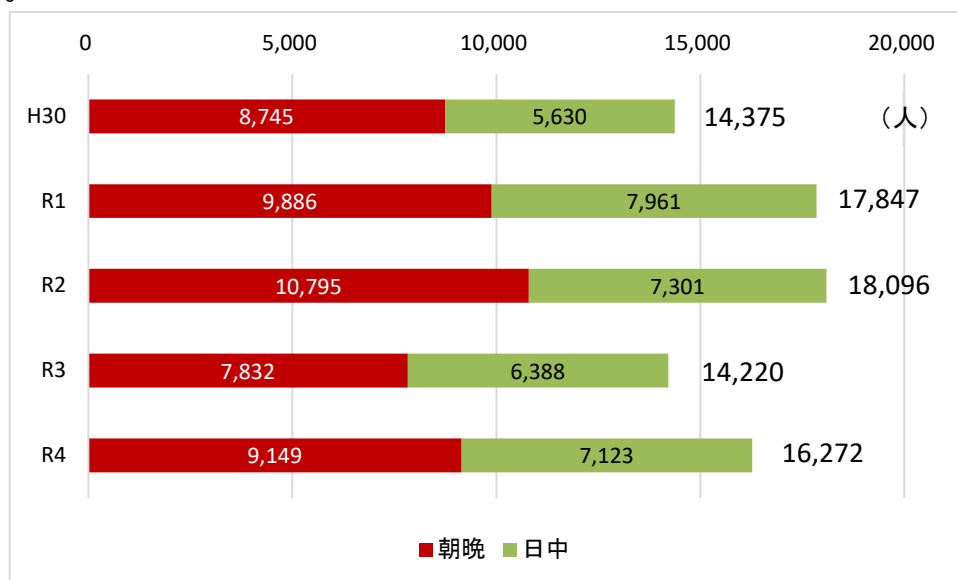


図 4-5 ごかりん号の利用状況

4.2.3 公共交通空白地有償運送の利用状況

公共交通空白地有償運送の利用状況は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度に780人まで落ち込みましたが、令和3年度は1,018人と回復傾向にあります。

利用目的は、約74%が通院で、その内約85%が町外の病院です。なお、買物等外出は約25%で、その約40%が町内、約60%が町外となっています。

総じて需要は広く分散し、目的地は幸手市、久喜市、境町、古河市が多く、出発地は原宿台や元栗橋が多くなっています。

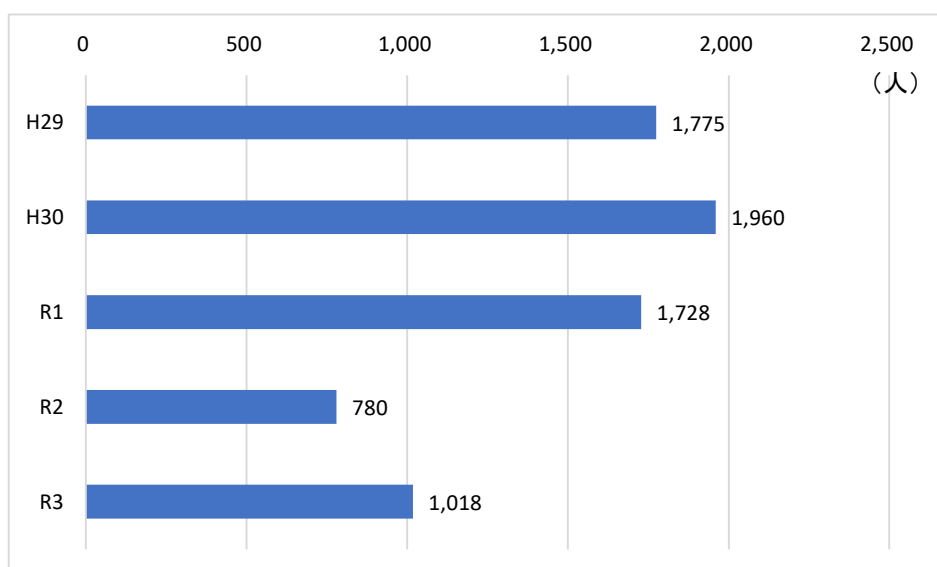


図 4-6 公共交通空白地有償運送の利用状況

4.2.4 移動支援事業の利用状況

移動支援事業の利用状況は、令和元年度は延べ 54 人の利用がありましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 3 年度で延べ 33 人となっています。

表 4-22 移動支援事業の利用状況

名称	計画・実績	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
移動 支援 事業	計画	実施か所数	4	4	4	4
		延べ人/年	52	52	52	52
		延べ時間/年	204	204	204	204
	実績	実施か所数	3	4	3	3
		延べ人/年	46	54	51	33
		延べ時間/年	157	152	113	101

第 6 次五霞町障害者福祉計画・第 2 期五霞町障害児福祉計画

4.2.5 乗り方教室の実施状況

平成 29 年から、バスの乗り方教室を実施し、令和元年度までに 5 つの行政区で実施しました。その後は新型コロナウイルス感染症等の影響により自粛していましたが、他の地域で、今後も実施を予定していきます。

表 4-23 乗り方教室の実施状況

年度	行政区	内容
平成 29 年度	原宿台	日時：平成 30 年 3 月 27 日（火） 場所：原宿台コミュニティセンター 内容：乗り方の座学及び乗車体験 乗車区間：ウエルシア前から道の駅ごか間
平成 30 年度	江川	日時：平成 30 年 10 月 26 日（金） 場所：江川生活改善センター 内容：乗り方の座学及び乗車体験 乗車区間：江川天満宮前から道の駅ごか間
令和元年度	山王山	日時：令和元年 10 月 24 日（木） 場所：山王山生活改善センター 内容：乗り方の座学及び乗車体験 乗車区間：山王生活改善センターからベイシア間
	山王	日時：令和元年 10 月 28 日（月） 場所：山王生活改善センター 内容：乗り方の座学及び乗車体験 乗車区間：山王生活改善センターからベイシア間
	幸主	日時：令和元年 10 月 31 日（木） 場所：ひばりの里 和室 内容：乗り方の座学及び乗車体験 乗車区間：福祉センター前からベイシア間

第5章 地域公共交通へのニーズと課題

5.1 地域公共交通へのニーズ

5.1.1 ふれあい祭りアンケート結果

五霞ふれあい祭りにおける来場者アンケートについて、ごかりん号の認知度については、90%となっていますが、利用したことがない人が74%となっています。

利用頻度は年に数回程度が多く、ごかりん号で行く施設としては、南栗橋駅が多くなっています。

また、利用していない理由について、自家用車のほうが便利だからという理由が48%と半数近くとなっています。

表 5-1 調査概要

調査日時	令和元年 11 月 3 日（日）
調査場所	五霞町中央公民館
配布・回収数	302

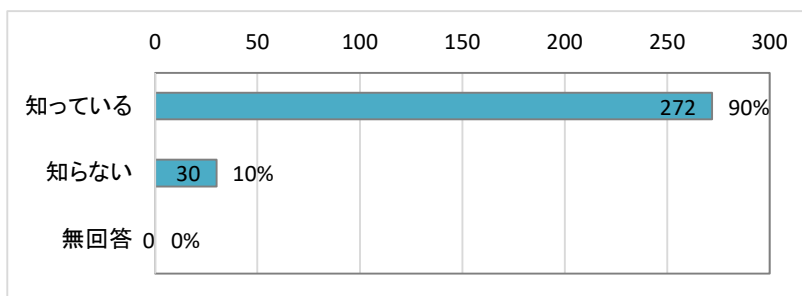


図 5-1 ごかりん号の認知度

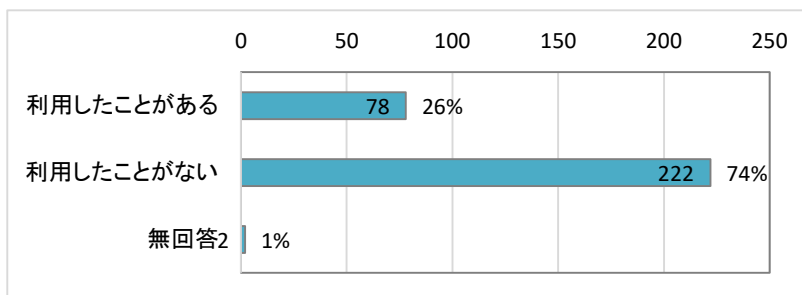


図 5-2 ごかりん号の利用

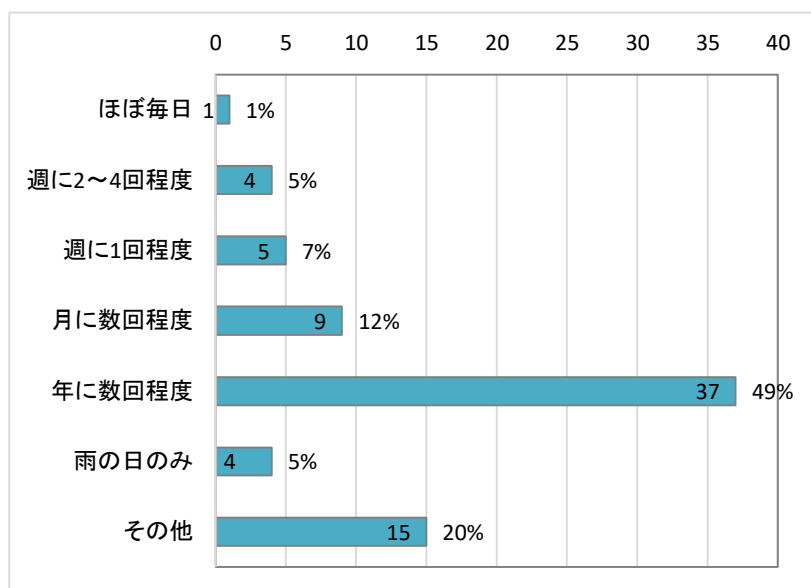


図 5-3 ごかりん号の利用頻度

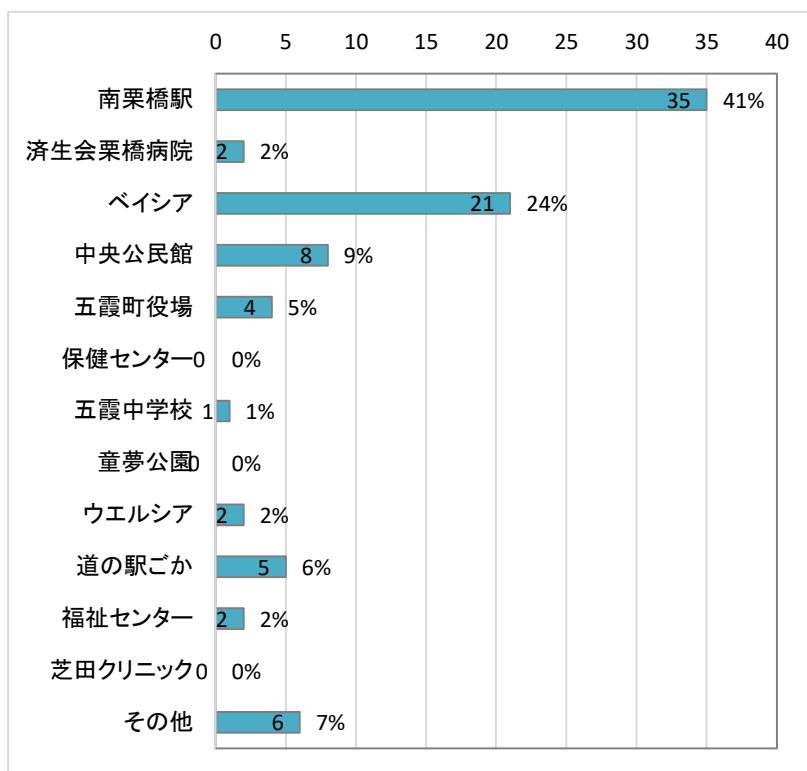


図 5-4 ごかりん号で行く施設

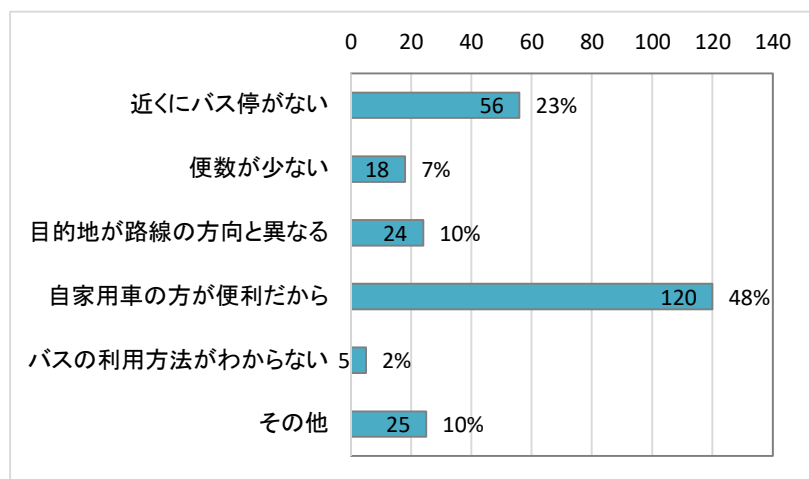


図 5-5 ごかりん号を利用しない理由

5.1.2 公共交通空白地有償運送のニーズ

公共交通空白地有償運送の主な利用目的は、「通院」が約 74%を占めており、そのうち約 8 割は町外の病院への移動に使用されています。

このように、一定程度の人数がアクセスする駅や商業施設への、移動手段や起点が分散しており、定時定路線の運行では向かうことが難しい場所へのニーズがあります。

表 5-2 公共交通空白地有償運送利用者の医療施設利用状況

むさしのメディカルクリニック	4 人
茨城西南医療センター病院	10 人
馬場医院	11 人
堀中病院	9 人
東埼玉総合病院	5 人
済生会栗橋病院	4 人
歯科医院	7 人
その他	19 人

公共交通空白地有償運送利用者へのヒアリング調査（令和 2 年 2 月）

5.1.3 行政区からの要望

各行政区からの要望として、過去 3 年間の公共交通に関しては、鉄道との乗り継ぎに関する意見や、娯楽での利用の可能性等が挙げられます。

表 5-3 年度別行政懇談会要望

令和 3 年度	・町には回遊する施設や娯楽施設がない。ごかりん号が運行されているが、埼玉県内の駅へ向かう通勤や通学する人、スーパーマーケットに買い物に行く目的を持った人が優先だ。 ・区域によっては利用したくても、停留所までは自転車か徒歩で行く。 ・小手指地区で埼玉方面に向かうバス、町内に入ってくるバスを見ているが、いつも空席に近いが、数人が乗車しているか、一人も乗車していない時を多く見かけている。バスと乗務員の空いている時間はどのようになっているのか。 ・空いている時間を利用することはできないか。自家用車が使用できない人を余暇時間があっても出掛けられない人たちをターゲットにして、道の駅でランチタイムをし、ひばりの里施設で温泉満喫をし、その人たちをバスで送迎する。回遊チケットをPRし、販売する。町施設の活性化と高齢者が出掛けられる楽しみを持ち、弱者にも地域社会への参加と共存共栄を目指す。 ・ごかりん号は例え大赤字であっても、将来の超高齢化社会には、絶対必要になると思うので、廃止することがないように要望する。
令和 2 年度	・代替バスを南栗橋駅まで延伸して欲しい。 ・行事参加のための交通網の確保こそ町の発展、住民の文化への（関心）高まりのために必要。交通手段を保証して欲しい。
令和元年度	・電車とごかりん号との乗車接続

5.1.4 関係団体等からの要望

五霞町シニアクラブ連合会、町議会等から、利根川沿線沿いに公共交通空白地域が存在し、バスを運行してほしいという要望が挙げられています。

5.2 地域公共交通の課題

これまで整理した、「地域の現状等」と「地域公共交通の現状」、「地域公共交通へのニーズと課題」等を踏まえ、町の地域公共交通の課題を以下に示します。

表 5-4 地域公共交通の課題

現状及び問題		課題
第 4 章 地域公共交通の現状等	・ごかりん号の利用者数は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、増加の兆しはあるものの、ピーク時に比べ、利用者は減っている	課題 1 ごかりん号の利用者数の増加
	・代替バスは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、利用が進んでいない	課題 2 代替バスの利用者数の増加
第 2 章 地域の現状	・人口減少と少子高齢化が進んでいる	課題 3 高齢者の移動手段の確保
第 4 章 地域公共交通の現状等	・移動支援事業の利用が減少傾向にある	課題 4 移動支援事業の利用者数の増加
第 5 章 地域公共交通へのニーズと課題	・公共交通への乗り換えが進んでいない	課題 5 公共交通の必要性についての町民意識の向上
	・ニーズを実現するためには企業等との連携が必要	課題 6 バス待ち環境や、企業との協力による公共交通の利便性の向上
	・現状の技術では、町内の利用のニーズをつかみきれない	課題 7 公共交通に関する新技術の活用

第6章 基本的な方針と計画の目標

6.1 基本的な方針

住民の誰もが日頃のお出かけに使える、持続可能な公共交通体系の構築

高齢者が増える将来においても、公共交通と他の交通（自家用車等）の連携により、誰もが移動手段を確保できる公共交通体系をめざします。

■ 誰もが移動手段を確保できる公共交通体系

高齢者の増加により、自ら運転できない町民が増加すると想定されます。家族を自家用車で送迎できる町民が減少することにもなります。

また、障害者等の社会進出を推進するためには、これまで以上にバリアフリー化等の移動しやすい交通環境づくりが求められます。

一方、通勤・通学などの速達性をめざす移動や、身体的理由からドア・ツウ・ドアの移動が必要な町民への対応など、きめ細かく交通機関やサービスを工夫していく必要があります。

通勤・通学、通院や買物等の日常生活において、誰もが実感できる「分かりやすい公共交通」、「使いやすい公共交通」を持続的に提供することで、誰もが住み続けられる定住の地として、町の魅力を高めます。

■ 維持していくことができる公共交通体系

効率的な財政運営が求められているなか、公共交通政策においても効率化が求められます。将来に向けてより一層、町民および交通事業者との協力・連携を図り、財政的にも持続可能な公共交通体系をめざします。

6.2 代替バス・ごかりん号の地域の公共交通における位置付け・役割、地域公共交通確保維持事業の必要性

町では、代替バスを「幹線」交通、ごかりん号を「支線」交通として区分しており、下図に示す通り、代替バスの支線としての役割をごかりん号が果たしています。

代替バスとごかりん号は、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持しています。交通事業者の努力だけでは、利用状況や採算性の改善は難しい状況にありますが、高齢者、障害者、学生等、自らが自家用車等では移動できない町民に対し、移動手段を確保する必要があります。そのため、収益確保の努力をしつつ、今後も地域公共交通確保維持事業を活用し、町民の足を維持していく必要があります。

表 6 - 1 幹線交通と支線交通

位置付	系統	役割	必要性	補助
幹線交通	代替バス (幸手駅 ～五霞町役場)	・運行は町と運行事業者(朝日自動車株)が協議して進めます。 ・代替バスとごかりん号が五霞町役場入口バス停や辰堂バス停で乗り換えられるようにしています。	幸手駅(幸手市)への移動の際の通勤・通学等の交通手段となっています。	地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)
支線交通	ごかりん号 (南栗橋駅 ～五霞・江川本村)	・五霞町コミュニティ交通運営協議会において具体的な運行計画を協議しています。 ・<u>朝晩ルート</u>と<u>日中ルート</u>の2系統とします。 ・平成28年10月から本格運行を開始しています。	南栗橋駅やベイシア(久喜市)への通勤・通学・買い物等の交通手段となっています。	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統補助)

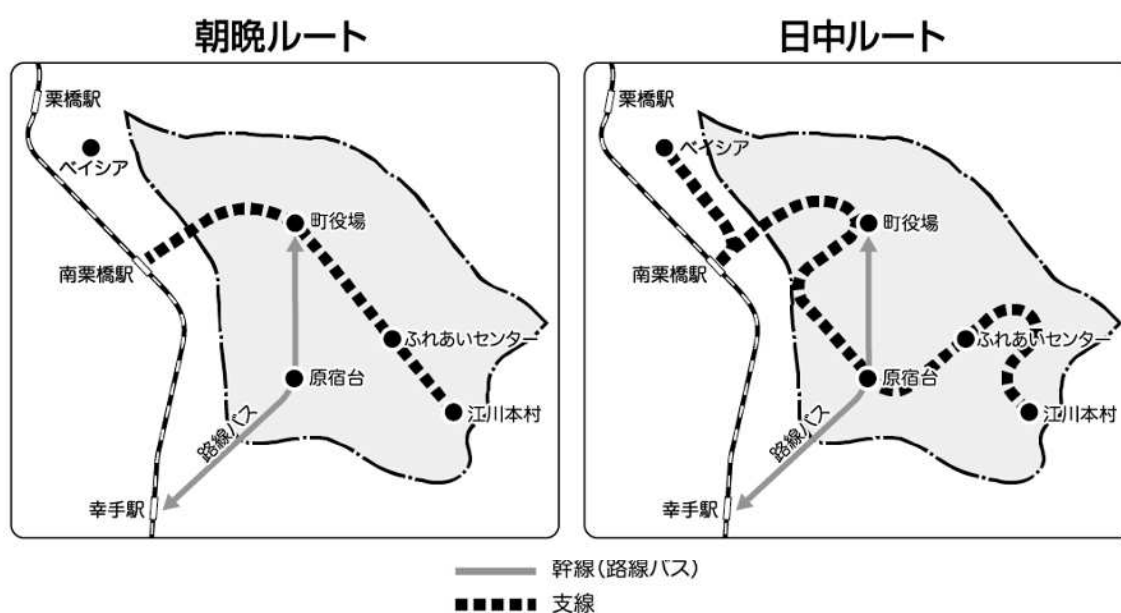


図 6 - 1 幹線・支線交通のイメージ

6.3 計画の目標

第5章で整理した課題への対応と、基本的な方針を踏まえ、目標を設定します。

表 6-2 地域公共交通の課題を踏まえた目標

課題	目標
課題 1 ごかりん号の利用者数の増加	目標 1 ごかりん号の維持・改善
課題 2 代替バスの利用者数の増加	目標 2 代替バスの維持・改善
課題 3 高齢者の移動手段の確保	目標 3 公共交通空白地有償運送の維持・改善
課題 4 移動支援事業の利用者数の増加	目標 4 移動支援事業の維持・改善
課題 5 公共交通の必要性についての町民意識の向上	目標 5 公共交通の利用促進
課題 6 バス待ち環境の改善や企業との協力による公共交通の利便性の向上	目標 6 公共交通を皆で支える仕組みづくり
課題 7 公共交通に関する新技術の活用	目標 7 新技術による公共交通の推進

第7章 目標達成のための施策

7.1 施策の体系

目標達成のための施策について、目標ごとに具体的な取組を整理します。

表 7-1 目標達成のための施策

目標	地域公共交通施策
目標 1 ごかりん号の維持・改善	施策① ごかりん号の維持・改善
目標 2 代替バスの維持・改善	施策② 代替バスの維持・改善
目標 3 公共交通空白地有償運送の維持・改善	施策③ 公共交通空白地有償運送の維持・改善
目標 4 移動支援事業の維持・改善	施策④ 移動支援事業の維持・改善
目標 5 公共交通の利用促進	施策⑤ 公共交通利用促進キャンペーンの実施
	施策⑥ 公共交通の情報提供の充実
	施策⑦ モビリティ・マネジメント
目標 6 公共交通を皆で支える仕組みづくり	施策⑧ 企業等との連携とバスの有効活用
	施策⑨ バス待ち環境の向上
目標 7 新技術による公共交通の推進	施策⑩ 公共交通に関する新技術の検討

7.2 地域公共交通の施策

7-2 施策① ごかりん号の維持・改善

施策①	ごかりん号の維持・改善																
目的	・平成 28 年より本格運行へ移行し、利用状況やニーズを踏まえ運行改善の必要性を検討しています。 ・運行継続に関する基準を設定し、明確でわかりやすい交通行政を実施します。																
内容	・本格運行の継続／運行取りやめ・等を判断するための「運行継続条件」を踏まえ、運行状況を検証します。 ・運行状況を整理分析し、現行の問題と課題を抽出し継続的な改善を実施することにより利用者にとって使いやすい交通手段として維持・改善していきます。																
実施主体と役割分担	【実施主体】五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会、バス事業者 【協力】 町民・企業は、できるだけ公共交通を利用する意識を持ちます。																
実施時期	毎月の利用状況（便別バス停別の乗降者数）を分析し、五霞町地域公共交通会議や五霞町コミュニティ交通運営協議会で定期的に検討します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2023 (R5)</th><th>2024 (R6)</th><th>2025 (R7)</th><th>2026 (R8)</th><th>2027 (R9)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごかりん号の維持・改善</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	ごかりん号の維持・改善					
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)												
ごかりん号の維持・改善																	

7-3 施策② 代替バスの維持・改善

施策②	代替バスの維持・改善					
目的	・町民の足となっている五霞幸手線を存続させるとともに、利用者のニーズに対応できるよう拡充を検討します。					
内容	・バス事業者、町民、町が協力して代替バスを維持するために、利用促進策を実施します。 ・利用者のニーズを把握し、事業性を考慮しながら改善を検討します。 ・観光客の需要を取り込めるよう権現堂桜まつりの時期には、臨時駐車場へ乗り入れを行います。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 五霞町地域公共交通会議、バス事業者 【協力】 町民はできるだけ公共交通を利用する意識を持ちます。					
実施時期	毎月の利用状況を把握し、毎年度、バス利用者数及び事業性を確認し、必要に応じて改善策を検討します。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	毎年度、 バス利用者数及び 事業性を確認					

7-4 施策③ 公共交通空白地有償運送の維持・改善

施策③	公共交通空白地有償運送の維持・改善					
目的	・外出時の移動が困難な高齢者等の移動手段を確保します。 ・人口の集積が低く定時定路線の配置が難しいエリアの移動手段を確保します。					
内容	・利用者のニーズに対応するため、事業性を考慮しながら改善を検討します。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 五霞町地域公共交通会議、社会福祉協議会、五霞町 【協力】 町民のニーズを把握し、本事業を支えています。					
実施時期	公共交通空白地有償運送の利用者数を把握し、利用者を増やすためのPRを実施します。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	毎年度利用者数を 把握し、PRの実施					

7-5 施策④ 移動支援事業の維持・改善

施策④	移動支援事業の維持・改善					
目的	・障害者等の移動に資する障害者移動支援事業を維持していくとともに、必要に応じて改善を図ります。					
内容	・利用者のニーズに対応するため、事業性を考慮しながら改善を検討します。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 事業者、五霞町 【協力】 障害者とその家族を中心にニーズを把握して、本事業を支えていきます。					
実施時期	移動支援事業の利用状況を把握し、必要に応じて事業の改善の検討を行います。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	利用者数を把握し、事業の改善を検討					

7-6 施策⑤ 公共交通利用促進キャンペーンの実施

施策⑤	公共交通利用促進キャンペーンの実施					
目的	・イベント等に合わせた公共交通利用促進キャンペーンを実施し、町民をはじめ多くの方に公共交通利用を意識付けします。					
内容	・福祉まつりやふれあい祭りでの公共交通利用促進ブースを出展するなど、利用促進キャンペーンを実施します。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会、バス事業者 【協力】 町民・企業が協力して、イベントへの積極的参加とニーズ調査への協力を促進します。					
実施時期	毎年定期的に開催されるイベント（健康福祉まつりやふれあい祭り等）で公共交通をPRしていきます。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	毎年定期的に開催されるイベントで公共交通をPR					

7-7 施策⑥ 公共交通の情報提供の充実

施策⑥	公共交通の情報提供の充実					
目的	・町民等が手軽に公共交通の路線や運行情報を把握できるようにすることで、公共交通の利用促進を図ります。					
内容	・鉄道、代替バス、ごかりん号、公共交通空白地有償運送など、様々な公共交通機関の情報を整理し、町民へ提供できる仕組みをつくります。 ○ 町のホームページにおける公共交通情報の充実 ○ 公共交通ガイドブックの作成・配布 ○ 駅などの交通結節点での情報提供（案内板等の設置） ○ 企業や病院等のホームページ（アクセス情報）に公共交通の掲載を依頼 ○ 町内の店舗などでの情報提供（ポスターの掲載）					
実施主体と役割分担	【実施主体】五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会、バス事業者、社会福祉協議会 【協力】五霞町の企業や店舗と連携して、企業のホームページのアクセス情報に公共交通での行き方を掲載、店舗へのポスター掲載を行っています。					
実施時期	各種割引運賃の設定やルート変更など、公共交通の運行計画に変更がある場合は、適宜、事前に周知活動を展開します。 毎年定期的にポスターやバスマップを公共施設や店舗へ配布します。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	公共交通体系をわかりやすい情報ツールとして整理					

7-8 施策⑦ モビリティ・マネジメント

施策⑦	モビリティ・マネジメント					
目的	・自家用車を利用した移動から、自発的に公共交通や自転車・徒歩などへ転換してもらうように、多様な手法によりモビリティ・マネジメント（MM）を継続的に実施します。					
内容	・高齢者を対象としたバスの乗り方教室を中心に実施します。 ・子どもから大人まで、様々な対象に効果的な実施方法を検討します。					
実施主体と役割分担	【実施主体】五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会、バス事業者 【協力】 様々な立場の町民を対象としてモビリティ・マネジメントを展開します。					
実施時期	ごかりん号の運行改善、公共交通空白地有償運送の再編など、公共交通に関わる状況が変化する機会にあわせて、モビリティ・マネジメントを実施していきます。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	バスの乗り方教室 など、住民への情報 提供の場を設ける					

7-9 施策⑧ 企業等との連携とバスの有効活用

施策⑧	企業等との連携とバスの有効活用					
目的	・企業送迎バスがどの程度運行し、ごかりん号等がどの程度企業に利用されているか把握することで、町民や町で働く人々に公共交通の利用を促します。					
内容	・企業送迎バスを利用している企業に対し、運行状況を把握し、一般町民の利用可能性についてヒアリング等を行います。 ・ごかりん号や代替バスが企業で働く人々にどの程度利用されているか調査を行い、合わせて利用について PR します。 ・企業送迎バスが一般町民も利用可能な運行を行う場合の利用可能性について、住民に調査を行います。					
実施主体と役割分担	【実施主体】五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会 【協力】送迎バスを運行している企業等に情報提供し、協力を求めています。					
実施時期	企業送迎バスとごかりん号、代替バスの企業の利用について、アンケート調査等を実施し、企業送迎バスとの住み分けや利用可能性を把握し、公共交通の利用のPRを実施します。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	企業送迎バスの利用状況とごかりん号、代替バスの企業の利用状況把握					
	企業に対し、公共交通利用のPRを実施					
	利用意向に関する町民アンケート					

7-10 施策⑨ バス待ち環境の向上

施策⑨	バス待ち環境の向上					
目的	・バス停周辺の環境を整備することにより、移動の利便性向上を図ります。					
内容	・環境改善活動を行ってもらえるような住民や企業、組織を把握し、呼びかけを行います。 ・バス停付近の環境の維持管理を行います。 ・バス停周辺の環境改善に対する町民の機運の醸成を行います。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 五霞町コミュニティ交通運営協議会、五霞町地域公共交通会議、五霞町 【協力】 バス停周辺の住民、企業等と協力して維持管理を行います。					
実施時期	駐輪場がどの程度利用されているか、また利用されない理由を把握し、環境改善に向けた方策を把握し、環境改善活動を進めます。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	住民等による環境改善活動の実施					

7-11 施策⑩ 公共交通に関する新技術の検討

施策⑩	公共交通に関する新技術の検討					
目的	・ごかりん号や代替バスが届きにくい地域でも公共交通が手軽に利用できるよう、新しい仕組みを検討し、導入します。					
内容	・利用しやすいサービスにより、潜在的な需要を活性化させるための手段を検討します。					
実施主体と役割分担	【実施主体】 五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会 【協力】 運行事業者は、より新しい仕組みを取り入れます。					
実施時期	実証実験を踏まえて、本格運行の検討を行います。					
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
	実証実験					
	実験結果を踏まえた運行の検討					

第8章 計画の推進方策と評価

8.1 推進体制

公共交通の利用者である町民や企業、また交通事業者などの関係主体が本計画を理解・共有し、推進することが重要です。そのため、五霞町地域公共交通会議が中心となり、本計画の周知や、関係主体との連携を図るとともに、本計画で位置付けた取組について、町民、交通事業者等と連携して推進します。

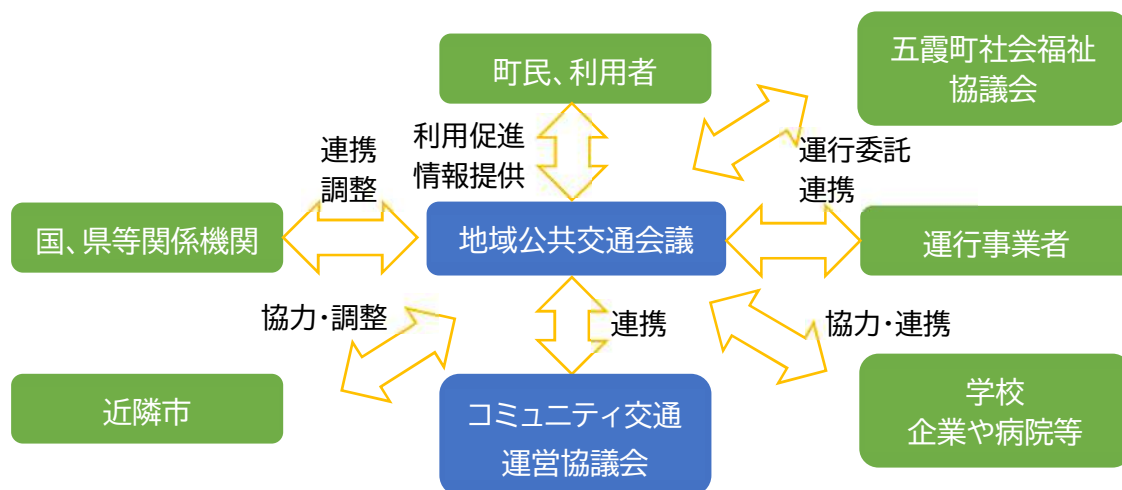


図 8-1 推進体制

8.2 目標値

8.2.1 数値指標の設定

施策を実施し、目標を達成するために数値目標と目標値を設定し、五霞町地域公共交通会議において、実施状況を確認し、目標達成の見通しを検証します。その際、下記のような評価を行うための指標を設定します。

標準指標:地域公共交通計画の趣旨から見て設定する必要性が高いものであり、「住民等の公共交通の利用者数」、「公共交通の収支」、「公共交通への公的資金投入額」の3指標が該当します。これらは基本的に全ての計画において設定することが望ましいです。

推奨指標:「公共交通の利用頻度」や「平均輸送密度」など、交通事業との関連性が高い指標については、交通事業者や行政などの公共交通の運営側の目線から、事業の必要性や有効性を計測しやすい指標ですので、積極的に設定することをお勧めします。

選択指標:地域の目指す姿や事業実施の目的によって設定を検討するものであり、地域の実態に合わせて適切なものを設定してください。地域の目指す姿や事業実施の目的に合致する指標を選定すれば足够了。

表 8-1 数値目標

目標	数値指標	目標値
目標 1 ごかりん号の維持・改善	(1) ごかりん号の利用者数（標準指標）	17,000 人/年
目標 2 代替バスの存続・改善	(2) 代替バス利用者数（標準指標）	55,000 人/年
目標 3 公共交通空白地有償運送の維持・改善	(3) 公共交通空白地有償運送の利用者数（標準指標）	1,800 人/年
目標 4 移動支援事業の維持・改善	(4) 移動支援事業の利用者数（標準指標）	68 人/年
目標 5 公共交通の利用促進	(5) 乗り方教室による情報提供（選択指標）	15 行政区（町全域）
目標 6 公共交通を皆で支える仕組みづくり	(6) 公共交通を周知した企業数（選択指標）	2 企業以上
目標 7 新技術による公共交通の推進	(7) 新技術の導入検討件数（選択指標）	1 件以上

8.2.2 数値指標の設定

計画期間中の段階的な目標値を以下のとおり定めます。

表 8-2 段階的な目標値

数値指標	現状値	年次ごとの目標値				
		R5	R6	R7	R8	R9
(1) ごかりん号の利用者数	約 16,000 人/年 令和 4 年度	16,200	16,400	16,600	16,800	17,000 人/年
(2) 代替バス利用者数	約 50,000 人/年 令和 4 年度	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000 人/年
(3) 公共交通空白地有償運送の利用者数	約 1,000 件/年 令和 3 年度	1,160	1,320	1,480	1,640	1,800 人/年
(4) 移動支援事業の利用者数	33 人/年 令和 3 年度	40	47	54	61	68 人/年
(5) 乗り方教室による情報提供	5 行政区 令和元年度	7	9	11	13	15 行政区
(6) 公共交通を周知した企業数	0 企業 令和 4 年度	—	—	—	—	2 企業以上
(7) 新技術の導入検討件数	0 件 令和 4 年度	—	—	—	—	1 件以上

8.2.3 目標値の算出方法

(1) ごかりん号の利用者数

現在までの年間の最多の利用者数は、令和 2 年の 18,096 人で、人口減を考慮しつつ、令和 2 年の利用者数に近づけることを目指します。

令和 2 年度のごかりん号利用者数 $18,000 \text{ 人} \times 94\% = 17,000 \text{ 人/年}$

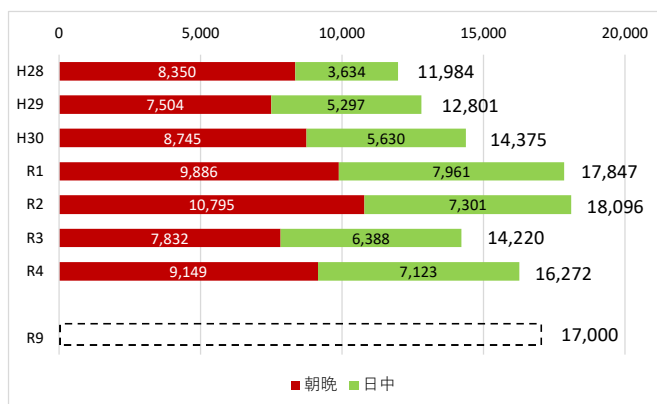


図 8-2 ごかりん号の利用者数

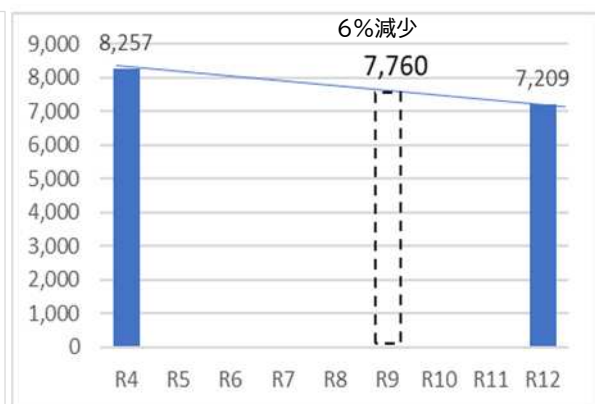


図 8-3 人口推計

参考: 五霞町人口ビジョン(令和 2 年 3 月)

(2) 代替バス利用者数

現在までの年間の最多の利用者数は、令和元年の 58,599 人で、人口減を考慮しつつ、令和元年の利用者数に近づけることを目指します。

令和元年度の代替バス利用者数 $58,000 \text{ 人} \times 94\% \div 55,000 \text{ 人/年}$

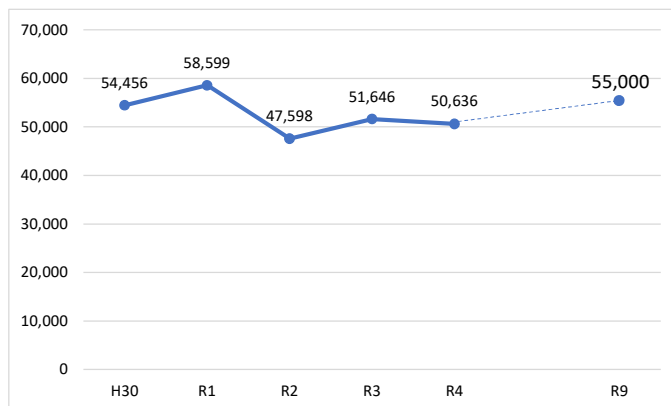


図 8-4 代替バスの利用者数

(3) 公共交通空白地有償運送の利用者数

現在までの年間の最多の利用者数は、平成 30 年の 1,960 人で、人口減を考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症拡大前に回復させることを目指します。

令和元年度の公共交通空白地有償運送 $1,960 \text{ 人} \times 94\% \div 1,800 \text{ 人/年}$

(4) 移動支援事業の利用者数

第 6 次五霞町障害者福祉計画・第 2 期五霞町障害児福祉計画での見込量の指標は、利用人数の増加が 6～8 人であるため、平均値の 7 人を毎年度足し上げる推計としています。福祉計画の見込量の指標を取り入れ、増加を目指します。

令和 3 年度の障がい者移動支援事業の実績 $33 \text{ 人} + 7 \text{ 人} \times 5 \text{ 年} = 68 \text{ 人/年}$

(5) 乗り方教室による情報提供

現在まで、5 つの行政区に乗り方教室を実施してきました。計画期間内に町全域で乗り方教室を実施し、広報を行うことにより、町民の公共交通への転換を促します。

令和元年度までの乗り方教室の実施：5 行政区→15 行政区（町全域）

(6) 公共交通を周知した企業数

企業送迎バスがある企業に対して、そのバスに合わない移動の際に公共交通の利用を促すため、ごかりん号と代替バスの PR を 2 企業以上に行います。

公共交通を周知した企業数：0 企業→2 企業以上

(7) 新技術の導入検討件数

公共交通に関する新技術の導入可能性について、1 件以上を検討します。

新技術の導入検討件数：0 件→1 件以上

8.3 計画の達成状況の評価方法

計画の達成状況については、毎年五霞町地域公共交通会議で実施プログラムに即した施策実施状況を整理します。あわせて目標値に関する確認を行い、目標年次の達成の見通しを検証します。

目標年次の中間にあたる、令和 7 年度には五霞町地域公共交通会議において、計画目標（数値目標）の達成状況の評価と要因分析などを行い、必要な場合は、施策や目標値を見直す検討を行います。

8.4 資金の確保

施策を進めるにあたって、公共交通事業者や町の予算をベースに「地域公共交通確保維持改善事業」等を活用し、その他の施策については、国や県の補助金を活用して、効果的に施策を実施します。

8.5 他市との連携

代替バスは幸手市内を通り、五霞町と幸手市に跨る計画となるため、関係する幸手市と密に連携を図ります。

ごかりん号は久喜市内を通り、五霞町と久喜市に跨る計画となりますが、五霞町に設置されているバス停がほとんどであり、久喜市にあるバス停は、駅やスーパーと五霞町の町民が目的地として利用する場所となっております。運行に係る費用負担については、五霞町のみの負担となっております。今後は、計画内容を実施しつつ、関係する久喜市との情報共有に努めます。

参考資料

法定協議会の構成員

五霞町地域公共交通会議名簿			
令和4年12月15日現在			
区 分	団体・職名等	氏 名	備 考
第1号 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	(社) 茨 城 県 バ ス 協 会 専 務 理 事	澤 畠 政 志	
	朝 日 自 動 車 (株)	田 沼 健 一	
第2号 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	(社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会ケア輸送委員長	荒 井 忍	
	(有) 共 和 タ ク シ ー 代 表 取 締 役 (幸 手 ・ 栗 橋 地 区 タ ク シ ー 事 業 者 代 表)	明 野 真 久	
第3号 (住民又は旅客の代表者)	五 霞 町 議 会 議 長	新 井 庫	
	小 福 田 行 政 区	中 山 茂 生	
	原 宿 台 行 政 区	泊 広 明	
	公 募 委 員	中 山 秀 樹	
第4号 (自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動)	五霞町社会福祉協議会常務理事兼事務局長 (交 通 空 白 地 有 償 運 送 事 業 者)	江 森 薫	
第5号 (道路管理者、茨城県警察及び学識経験者)	茨 城 県 境 工 事 事 務 所 道 路 管 理 課 長	西 村 正 志	
	茨 城 県 境 警 察 署 交 通 課 長	大 滝 勝 好	
	五 霞 町 都 市 建 設 課 長	大 橋 勝	
第6号 (茨城運輸支局長又はその指名する者)	茨 城 運 輸 支 局 首 席 運 輸 企 画 専 門 官 (企 画 調 整 担 当)	國 下 裕 司	
	茨 城 運 輸 支 局 首 席 運 輸 企 画 専 門 官 (輸 送 担 当)	仲 野 俊 二	
第7号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体)	朝 日 自 動 車 労 働 組 合 執 行 委 員 長	飯 塚 光 弘	
第8号 (茨城県知事又はその指名する者)	茨 城 県 政 策 企 画 部 交 通 政 策 課 長	寺 田 明 弘	
第9号 (町長及び町長が指名する町職員)	五 霞 町 長	染 谷 森 雄	
	五 霞 町 健 康 福 祉 課 長	荒 井 富 美 子	
第10号 (その他町長が必要と認める者)	五 霞 町 商 工 会 会 長	福 嶋 四 郎	
	五 霞 工 業 ク ラ ブ 会 長	吉 田 政 巳	
	五 霞 町 シ ニ ア ク ラ ブ 連 合 会 会 長	中 野 直	
	五 霞 町 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長	武 藤 孝	
	久 喜 市 市 民 部 交 通 企 画 課 長	野 中 賢 一	
	幸 手 市 市 民 生 活 部 市 民 協 働 課 長	野 川 昌 仁	

開催状況

回数	開催日	内容
第 1 回	令和 4 年 6 月 16 日	・令和 3 年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和 4 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について ・令和 4 年度五霞町コミュニティ交通運行計画（案）について ・令和 5 年度五霞町地域内フィーダー系統確保維持改善計画（案）について ・令和 4 年度五霞町地域内公共交通の活性化支援業務委託契約について
第 2 回	令和 5 年 3 月 16 日	・自家用有償旅客運送の更新登録申請について ・五霞町地域公共交通計画について

五霞町地域公共交通計画
令和 5 年 3 月発行

発行：五霞町地域公共交通会議
担当：五霞町地域公共交通会議事務局
（五霞町役場生活安全課内）
茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1
電話 0280-84-3618
調査：株式会社アルメック VPI
電話 03-3353-3203